

監事監査規程

全環境企業年金基金

(目 的)

第1条 監事の監査は、確定給付企業年金法第22条第4項の規定に基づき、全環境企業年金基金の業務の適正かつ能率的運用を図ることを目的として行なうものとする。

(監査の種類及び方法)

第2条 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。

(定例監査)

第3条 定例監査は、少なくとも毎事業年度1回、総合監査として次に掲げる事項のすべてについて行なうものとする。

ただし、第3号から第5号に掲げる事項については、四半期に1回、四半期監査として行う。

- (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
- (2) 事務能率及び経営合理化の状況
- (3) 事業計画の実施状況
- (4) 経理及び掛金に関する事項
- (5) 積立金の管理及び運用に関する事項
- (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (7) 給付の算定基礎となる給与等の決定及び給付の裁定等の処分に関する事項
- (8) 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項
- (9) その他業務の執行に関する状況

(特別監査)

第4条 特別監査は、特定の事項について監事が必要と認めたとときに行なうものとする。

(監査の実施計画の作成及び通知)

第5条 監事は、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、これを理事長に通知するものとする。

(監事の権限)

第6条 監事は、いつでも常務理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又はそれらの状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(監査結果の意見具申)

第7条 監事は、決算に関する報告書及び事業報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならない。

(監事の職務)

第8条 監事は、第3条に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、常務理事又は理事長に意見を提出することができる。

- (1) 業務の改善に関する事項
- (2) 予算の編成に関する事項
- (3) 基金の財政計画に関する事項
- (4) その他業務に関する重要事項

(監事の監査結果報告)

第9条 監事は、監査の結果を、文書により理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は、代議員会に報告しなければならない。

2. 第3条ただし書の四半期監査の結果については、文書により理事長に報告するものとする。

第10条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

(文書の回付)

第11条 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。

- (1) 監督官庁からの許可書、承認書、通知書その他の文書
- (2) 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
- (3) 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書
- (4) 借入金の借入に関する文書
- (5) その他業務運営に関する重要な文書

(職務執行の方法)

第12条 監事の職務は、合議により行なう。

附 則

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。